

学校等と家庭・地域との良好な関係づくりのために

令和8年10月1日から「カスタマーハラスメント」防止措置が学校設置者を含む事業主の義務となりました。軽井沢町立の学校等（※1）の設置者は軽井沢町教育委員会です。従って町教育委員会は、別に定める「学校等と家庭・地域との良好な関係づくりのための基本方針」を作成しました。この基本方針にある通り、軽井沢町では「誰ひとり取り残さないまち」及び「共生社会」の実現に向けて国際水準の人権意識の醸成を図り、すべての人の尊厳が守られる取組を推進しています。

町の保育・教育活動を行うにあたって、職員（※2）・保護者・地域住民等はお互いに重要なパートナーであり、日頃から信頼関係を構築していくことや、お互いに立場を尊重し合うことが大切です。

※1「学校等」とは、小学校・中学校・保育園・児童館を指します。

※2「職員」とは、小中学校の教職員、保育園の保育士等、児童館の厚生員等を指します。

「職員」「保護者」「地域住民等」

お互いに心がけたいこと

1 こどもの意向が大切

児童・生徒の成長を第一に考え、児童・生徒の意向を大切にしましょう。

2 対話・理解・信頼

様々な課題について、対話を密に、相互理解と信頼を深めましょう。

3 リスペクト（尊重）

お互いに尊重し合い、それぞれの役割を踏まえながら連携・協働しましょう。

具体的な行動としては

以下を心がけましょう

- 児童・生徒のために必要な情報の共有を図ります。
- 面談や相談等は、児童・生徒のために対応すべき課題を明確にして行います。
- 面談や相談等は、時間や対応する職員を定めた一定のルールを基本に実施します。
- 課題の解決に向けて、福祉・医療・警察等の関係機関や心理・法律等の専門家とも連携します。
- 児童・生徒への模範となるよう、社会通念に則った行動を徹底します。

保育・教育活動の主体である学校等の職員が特に心がけておくべきこと

- 児童・生徒の権利を尊重する視点を忘れないようにします。
- 傾聴・受容・共感の姿勢を基本に対応します。
- 事実及び根拠に基づき、分かりやすい言葉で伝えます。
- 簡潔かつ丁寧に伝え、相互の認識に齟齬が生じないようにします。
- 意見・要望等を真摯に受け止めます。